

平成25年(ワ)第1992号事件
神戸地方裁判所第2民事部 101号法廷
第1回期日：平成26年2月25日午前10時

福島第一原子力発電所事故 による損害賠償請求事件 ～ 訴状の概要 ～

原発事故被災者支援兵庫弁護団

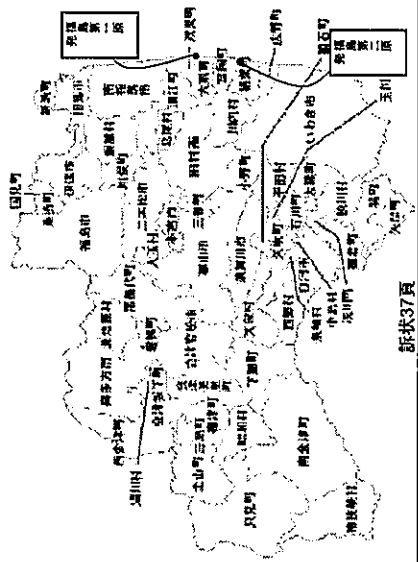
福島第一原子力発電所事故の 概要

2011年3月11日

午後2時46分

東日本大震災 発生

福島第一原子力発電所



津波の襲来



東京電力HPより:5号機の近傍(南部)から東側を撮影

津波の襲来と浸水

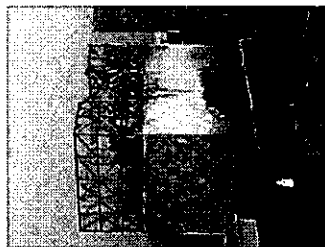


福島第一原子力発電所では施設全体が浸水

東京電力HPより

原子炉建屋の水素爆発

水素爆発後の1号機



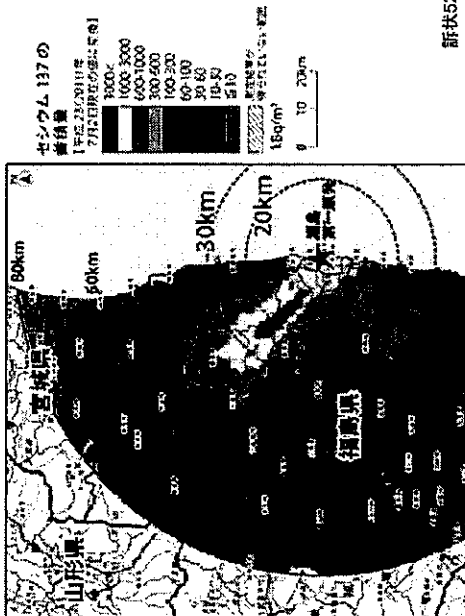
9月12日撮影

水素爆発後の3号機原子炉建屋



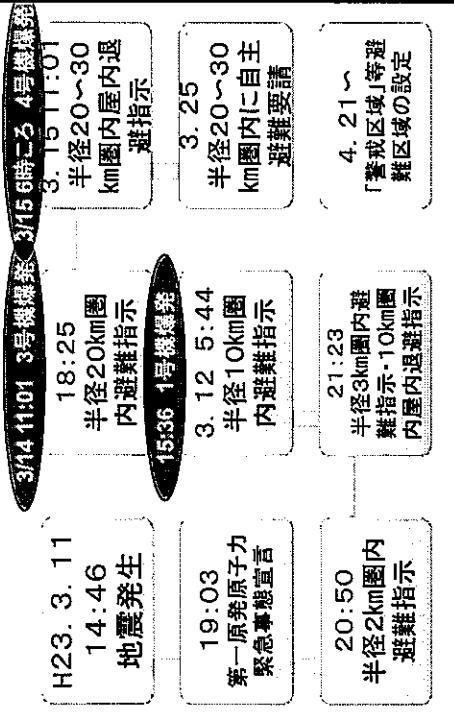
東京電力HPより

放射性物質の拡散



訴状52頁

定まらない避難指示の範囲



避難者の状況 (平成26年1月16日時点)

- 全国への避難者数(復興庁HP)
27万0306人
- 福島県から県外への避難(福島県HP)
4万8364人
うち兵庫県内に538人
(大阪府内に613人、京都府内に625人)

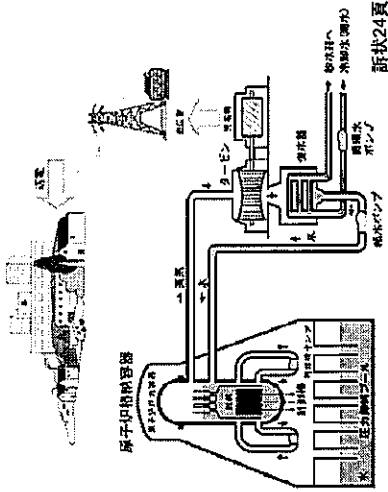
原発事故の責任はどこにあるのか

- ① 原発事故の責任はどこにあるのか
- ② 被害者(避難者)が奪われたものは何か

原発の仕組みとそのリスク

原子力発電のしくみ

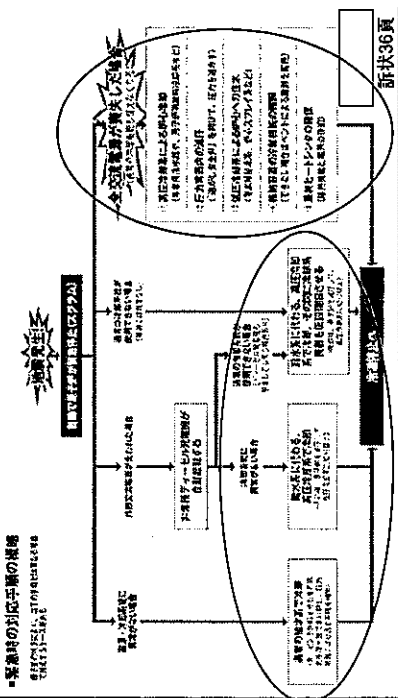
沸騰水型炉(BWR) 原子力発電のしくみ



訴状24頁

緊急時の対応手順

止める・冷やす・閉じ込める



訴状36頁

これまでに最も多発してきた原発事故

レベル	人と環境への影響 (基準1)	施設における放射線ハリアと管理(基準2)	該当事例
7 深刻な事故	広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出		旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故(1986年) 福島第一原子力発電所事故(2011年)
6 大事故	放射性物質の相当量の放出		
5 広範囲な影響を伴う事故	放射性物質の限定放出 (放射線による数名の死亡)	・炉心の重大な損傷 ・公衆が著しい被ばくを受け る可能性の高い施設内の放射性物質の大量放出	アメリカ・スリーマイルアイランド発電所事故(1979年)
4 局所的な影響を伴う事故	軽微な放射性物質の放出 (放射線による少くとも1名の死亡)	・炉心の全放射能量の0.1%を超える放出につながる燃料の溶解または燃料の損傷 ・(断)	東海村・JOC臨界事故(1999年)

訴状15頁より

五層の『深層防護』

- 定常運転 → 異常運転や不具合の予防
- 想定された運転上の事象
● → 異常運転時の管理と不具合の検知
- 設計基準内の複雑な運転上の事象
● → 設計基準で想定される過酷レベル未満の事故の管理
- 設計基準運算を超えるシビアイベント(SA) ⇒ 事故進展防止を含む発電所の過酷な状態の管理と閉じ込め防護を含むSAの影響緩和
- SAに続く状態
● → 放射性物質の大規模な放出による放射線影響の緩和

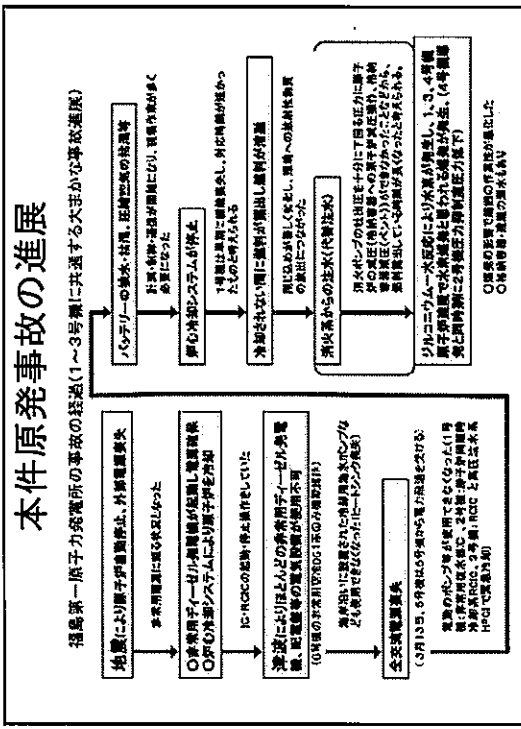
福島第一原発の主要部の断面

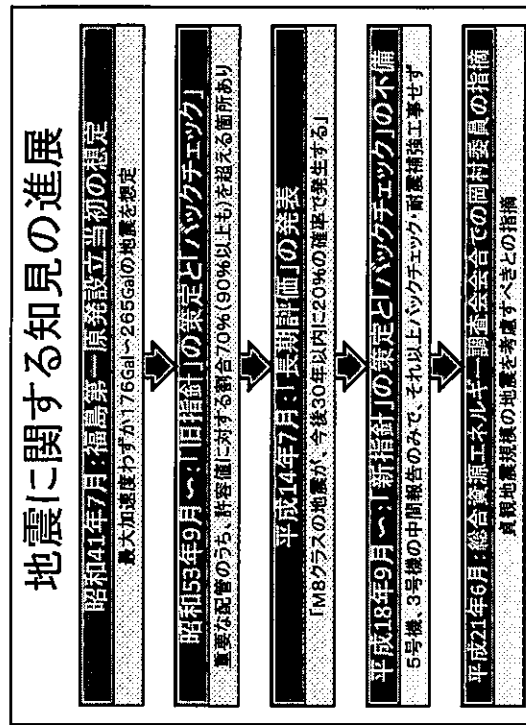
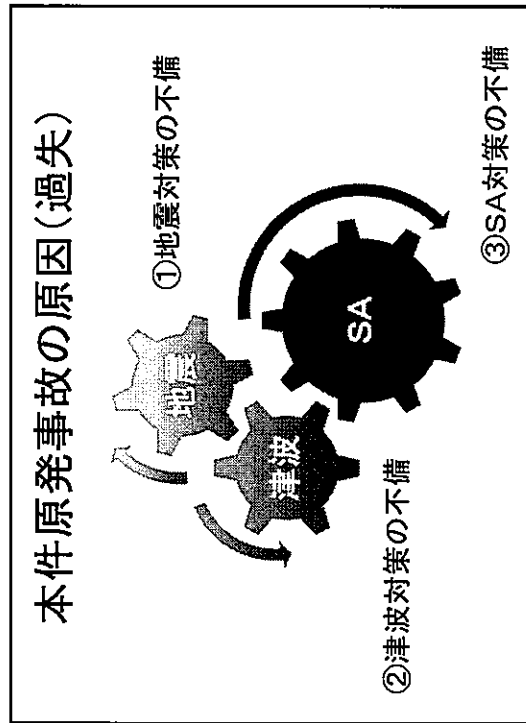
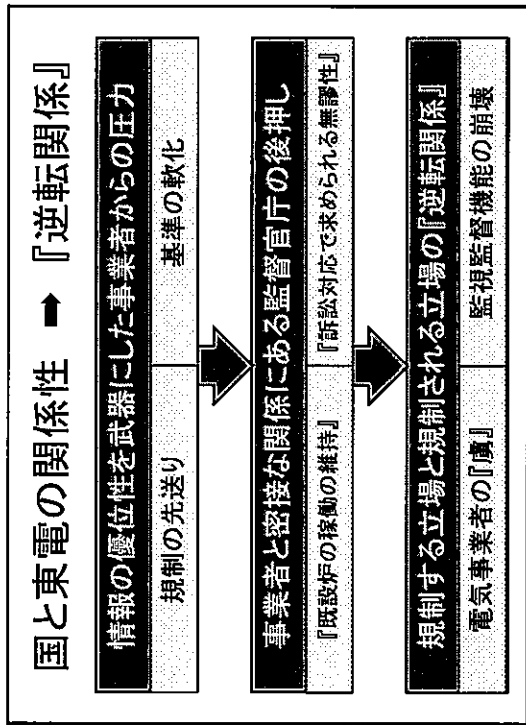
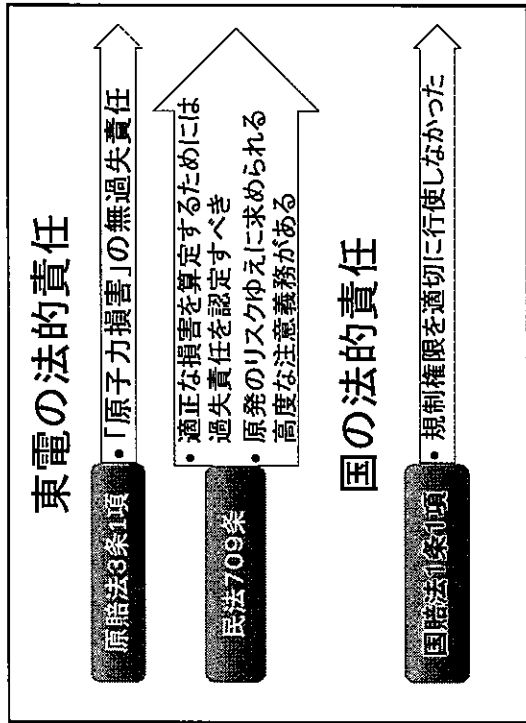
ユニット	出力 (25年)	建設開始年月	建設完了年月	メーカー
1号機	463	1967/9	1971/3	GE
2号機	784	1969/5	1974/7	GE東芝
3号機	784	1970/10	1976/3	東芝
4号機	784	1972/9	1978/10	日立
5号機	784	1971/12	1978/4	東芝
B号機	1100	1972/5	1979/10	GE東芝

出上り量 469.6万kw
 最高運転温度 25℃ 最高圧力 0.7MPa
 冷却水温度 5℃ 冷却水量 1000t/h

津波の来襲

被告らの法的責任





地震に関する被告らの責任

被告東電の責任

平成14年7月長期評価

平成21年6月岡村委員の指摘

平成14年7月長期評価

平成18年9月新指針策定

平成21年6月岡村委員の指摘

↓

本件原発事故に至る規模の津波が発生することを認識できたとにもかかわらず、新指針に基づきバックチェッカーなどの対策を行わなかった

↓

長期評価を踏まえ、技術基準適用命令等(電気事業法40条)を発せず、また、被告東電がバックチェッカーを一向に行わないことも放置し、同命令等を発しなかった

津波に関する知見の進展

昭和41年11月「福島第一原発設立当初の想定津波」
【最高潮位O.P.+3.122m】と記載、1号機の非常用海水ポンプはO.P.+5.6m

↓

平成14年7月「長期評価」→平成20年9月O.P.+15.7m想定
【長期評価】(今後30年以内に20%の確率で生じるM8クラスの地震)をもとに想定

↓

平成18年5月「溢水勉強会における津波への脆弱性の報告」
O.P.+10mの津波が到来した場合に炉心損傷に至る可能性が指摘

↓

平成18年「新指針」→平成21年2月O.P.+6.1mに引上げ
【新指針】「バックチェッカー」が5層まで設置されたが、想定津波を40cm引き上げたのみ

↓

平成20年「真鍮津波の佐竹論文」→平成21年8月O.P.+9.2m想定
保安院は、8m以上の波高で海水ポンプが氷漬け、冷却機能が失われることを認識

津波に関する被告らの責任

被告東電の責任

平成14年7月長期評価

平成18年5月溢水勉強会の報告

↓

本件原発事故に至る規模の津波が発生し、炉心損傷や全電源喪失に至ることを認識できたにもかかわらず、配電盤の設置場所の多様化などの対策を行わなかった

↓

①電気事業法40条に基づき技術基準適用命令・停止命令を発しなかった
②電気事業法上の省令等の改正や制定とこれに基づく規則を行わなかった
③行政指導を行わなかった

SA(SBO)対策に関する事実経過

平成5年6月11日「原子力安全委員会(WG)の報告書」
【全文流電源が長時間に及び、場合…炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性】

↓

平成8年「IAEAがSA対策を含めた5層の深層防護に改訂」
深層防護の3層・4層はSA対策に焦点、外的事象をも想定した対策が求められた

↓

平成12年9月「原子力安全委員会(部会)で外的事象を対象に解研」
安全目標専門部会で、地震等の外的事象を対象とした解研に基づく検討

↓

平成14年7月「長期評価」による外的事象のリスクの指摘
M8クラスの地震が今後30年以内に20%の確率で発生するとの指摘

↓

平成18年「新指針」の策定と「残余のリスク」の考慮
津波などの地震に伴う現象の考慮や基準地震動を超える「残余のリスク」の評価

SA・SBO対策に関する被告らの責任
被告東電の責任 **被告国の責任**

平成18年9月新指針策定 平成5年6月安全委員会WGの報告(長時間のSBO)
 平成14年7月長期評価(外的事象の想定) 平成18年9月新指針策定

↓

被告東電のAM策の杜撰さ

- ①SBOを想定したSA対策の不備
- ②緊急時のベント操作の不備
- ③消防車による代替注水策の不備
- ④災害時の通信運送網の未整備
- ⑤事前の教育・訓練不足

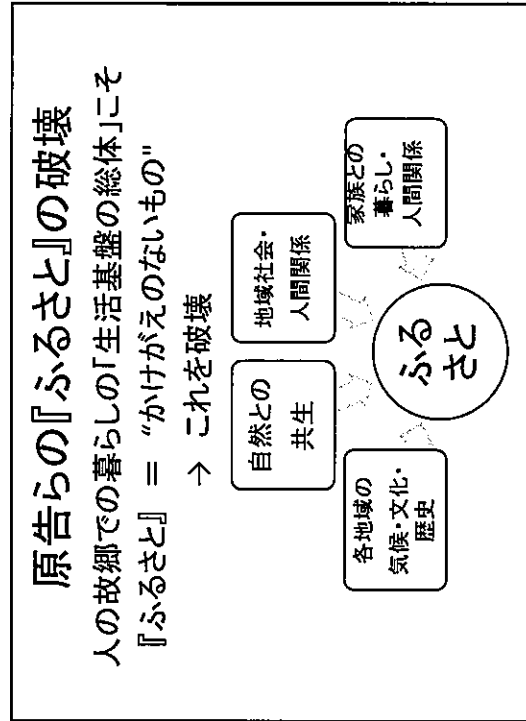
①電気事業法40条に基づく技術基準適合命令・停止命令を発しなかった

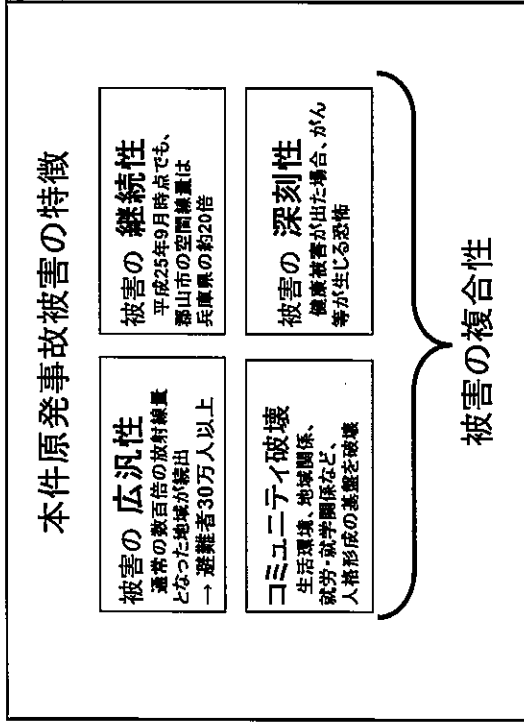
②電気事業法上の省令等の改正や制定とこれに基づく規制を行わなかった

③行政指導を行わなかった

被害者(避難者)が奪われたものは何か

被害の実態





原告らの損害

被侵害利益

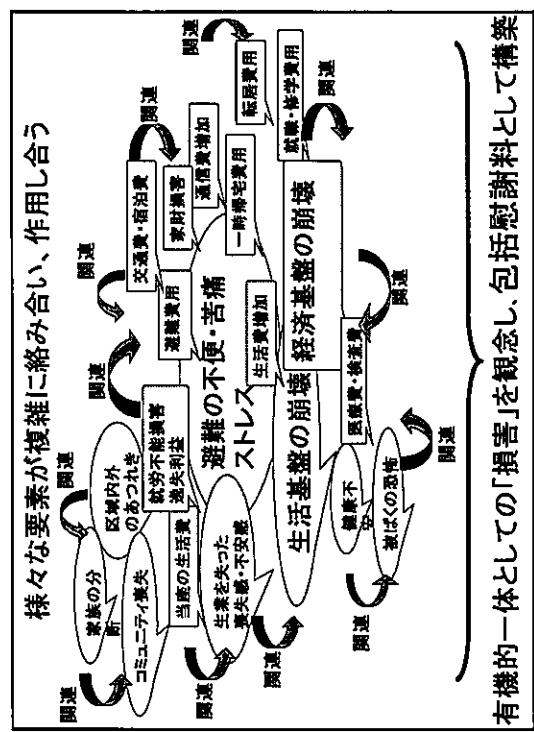
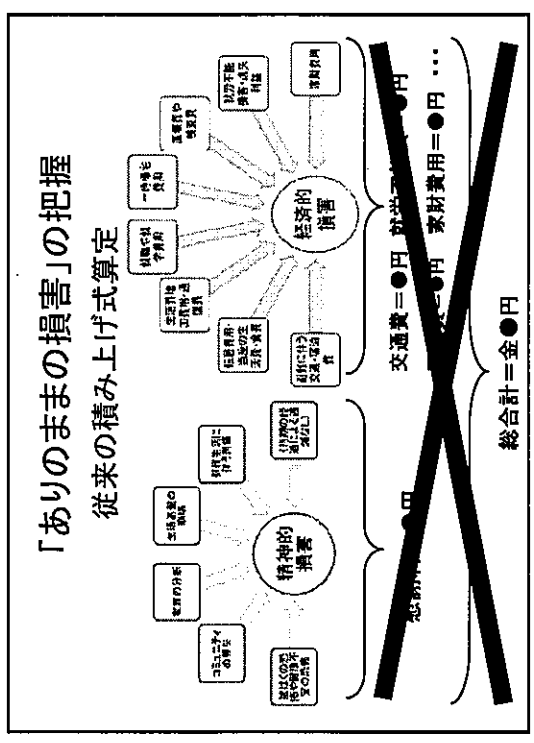
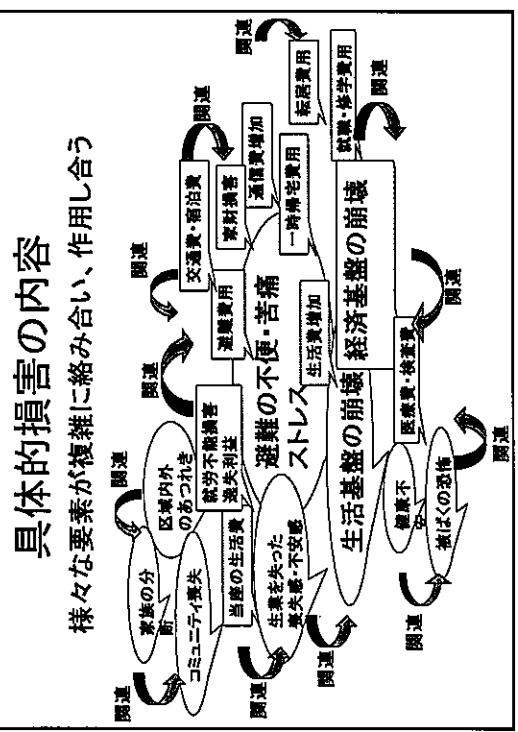
住民の「人生そのもの」への侵害

平穏生活権の侵害

- 放射線被害の不安のない平穏な生活が、将来にわたって奪われ、平穏な生活を侵害した

人格発達権の侵害

- 本件原発事故は、社会生活環境からの分断やそのものを容認させることにより、将来にわたり、当該環境の上に築かれるべきであった人生の発展可能性を回復不能とし、人格発達権を侵害した



第9章 「ありのままの損害」の算定

その金額は...

人生そのものを破壊されたに等しいことから、金額換算すると莫大な金額に。

これまで、東京電力からすでに支払われた金額を差し引いても、

1人あたり 1500万円
を下回ることは無い。

全てを関連させ、全体として評価した「包括慰謝料」

放射線被ばくの影響

確定的影響

- ある被ばく線量を超えると高い頻度で障害が生じ、重篤度は被ばく量とともに増大する

外部被ばく

- 特に透過作用が極めて強いγ線による

確率的影響

- 被ばく線量に比例して発症確率が増加する
↓
長時間経過後に発症する白血病や癌、遺伝的影響

内部被ばく

- 吸入や経食によって体内に取り入れた放射線物質からのα線、β線、γ線、中性子線が対象になる

避難することの相当性

「自主避難」の相当性

- ①放射線物質拡散の恐怖
- ②被公告国に対する強い不信感

避難を継続することの相当性

- 依然、放射線空間線量は神戸市の20倍

以上、ご清聴ありがとうございました。